

第9回ちゅーぶクワッチーフェスタ開催要項

(目的)

第1条 ちゅーぶクワッチーフェスタはおきなわマラソン大会会場内において、中部広域圏で親しまれる自慢の味と、地域特性を生かした魅力を発信することにより、おきなわマラソン参加者の満足度を高め、リピート率を向上させ、県内外の参加者に「食」「文化」を通じたPRを行うことで、「ちゅーぶ」の認知度アップと、中部広域圏の地域の活性化に資することを目的とする。

(主催)

第2条 ちゅーぶクワッチーフェスタは、おきなわマラソン大会実行委員会(以下「実行委員会」という。)が主催する。

(開催場所)

第3条 ちゅーぶクワッチーフェスタの開催場所は、「沖縄県総合運動公園内」とする。ただし、実行委員会において必要と認めた場合は、開催場所を変更することができる。

(開催期日)

第4条 ちゅーぶクワッチーフェスタの開催期日は、2025年2月15日(土)、16日(日)の2日間とする。ただし、実行委員会において必要と認めた場合は、開催期日を変更することができる。

(出店資格)

第5条 出店資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 中部広域圏内に事業所または住所を有し、現に生産加工しそのものを販売している者。
- (2) その他、実行委員会が適当と認めた者。

(出店条件)

第6条 出店条件は、次のとおりとする。

- (1) 保健所の営業許可の取得、且つ、中部広域圏内(沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村、中城村)で営業販売している事業者であること。
- (2) 実際にキッチンカーで出しているメニューを出品すること。ただし、大会限定版商品の出品も認めるものとする。
- (3) 実演販売を行うこと。
- (4) メニューは直前加熱を原則とし、生ものを使用していない商品とする。
- (5) 販売するメニューの数と単価設定は店舗側に一任するものとする。ただし、お手頃な金額(500円程度)が好まれることを考慮すること。
- (6) 販売するメニューの料金・ボリュームの設定を当イベントに適切なものへ変更すること。
- (7) 生ゴミは各自持ち帰ること。
- (8) その他、実行委員会が作成する出店要項等を守れること。

(9) 出店場所については、くじを実施、その結果を遵守すること。

(10) 売上報告書は必ず大会終了後、1週間以内に実行委員会へ提出すること。

(責任の所在)

第7条

(1) 出店の売上に関して、実行委員会は一切責任を負わないものとする。

(搬出後の掃除義務)

第8条 クワッチーフェスタ終了後のキッチンカー周辺のゴミ、汚れは店舗スタッフで責任を持って掃除すること。万一、料理用油などでコンクリートの床を汚したことにより原状回復の義務が生じた場合の費用は出店者側が負担するものとする。